

観光庁長官 溝 畑 宏 様

東日本大震災津波被害に関する観光関連要望

平成 23 年 5 月 31 日

岩手県災害対策本部 本部長
岩 手 県 知 事

達 増 拓 也

東日本大震災津波被害に関する観光関連要望

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その全容は未だ判明していないところですが、現時点（5月25日現在）で、約4,500人の尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約3,000人と、人的被害は極めて深刻であり、まさに筆舌に尽くしがたい状況であります。

また、家屋の流失、倒壊、焼失等の中、避難されている方々も約30,000人おり、依然、厳しい状況の中での生活を強いられているところです。

本県では、国、関係市町村及び防災関係機関と緊密な連携を図り、また、全国の皆様からの温かいご支援とご協力をいただきながら、全力を挙げて緊急対策に取り組んでいるところであり、4月25日には「岩手県東日本大震災津波復興本部」を設置するなど、復興に向けた歩みを進めているところですが、今回の大地震災害は、都道府県や市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

国におかれても、東日本大震災復興構想会議を設置するなど、復興に向けて着実に取り組まれているところですが、「東北復興院（仮称）」のような一元的かつ総合的な機関を設置して、早急に復旧・復興ビジョンを提示し、既存の枠組みを超える強力な復旧対策、さらには復興対策まで全力を挙げて取り組まれるよう、強く要望いたします。

また、国が前面に立ち、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資などを盛り込んだ災害復旧対策特別措置法の制定とともに、下記事項について主体的に講じられますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1 要望項目：観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援

被災した観光施設や宿泊施設等の早期復旧と事業者の事業継続のための大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること

1-1 要望内容

三陸沿岸地域の観光施設や宿泊施設等にあっては、臨海部に立地していたことから、被災の度合いが大きく、多くの事業者が自力再建に困難を極めている状況にあります。

裾野が広い観光関連産業は地域雇用の受け皿としても大きく期待されており、被災した観光施設等が事業継続に必要な施設、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした大型補助制度の創設を講じるようお願いいたします。

また、浸水したものの躯体が残存する鉄筋コンクリート建て等のホテルは、施設の防浪化や自然エネルギーを利用した自家発電設備等を備えることにより、災害時に住民等の避難場所となる公共的な「避難ビル」としての活用も期待されることから、その実現に向けた経費等を含め、国の全面的な支援をお願いいたします。

2 要望項目：観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援

被災県訪問に係る渡航制限や国内外の旅行自粛ムードを払拭し、旅行需要を喚起するため、総合的かつ適切な情報を広く発信するなど、観光需要回復に向けた所要の措置を講じること

2-1 要望内容

震災の発生以降、諸外国・地域において継続されている被災県への渡航制限や旅行自粛ムードやなどにより、本県の内陸部など、来訪に支障がない地域にあっても、観光客は激減したままの状況にあります。

宿泊施設を含め、裾野の広い観光業界全体の経営不振・廃業は、地域経済全体への深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

本県においては、今年6月に予定されている平泉の文化遺産の世界遺産登録や、平成24年度のデ④ステーション・キャンペーンに向けた事前誘客活動、いわて花巻空港の改修供用による国際チャーター便受入体制の整備（平成23年7月末から）など、国内外からの観光需要を、一層喚起できる状況にあります。

ついては、国内外に対し、大規模なメディアを通じた活用などによる観光客受入状況の正確な情報発信、被災県（地域）向けの旅行商品の造成促進、諸外国・地域における渡航制限の解除などを通じ、観光需要の回復が図られるよう、国の全面的な支援をお願いいたします。